

第 1 節 都市防災化計画

関係機関	総務部総務課・企画調整課・情報政策課・まちづくり政策室・再開発課・建築指導課・道路河川課・土木管理室・みどり政策課・下水道総務課・下水道工務課・水道部総務課・農林課・関西電力(株)・大阪ガス(株)・西日本電信電話(株)
------	---

市は防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表とともに「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

第 1 防災空間の整備

市は、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活動を図り防災空間を確保する。

1 防火地域、準防火地域の指定

市では、過年、防災建築街区造成法第 3 条に基づき、JR 西日本阪和線和泉府中駅（1.9ha）の整備を行ったが、さらに、都市計画法第 8 条第 1 項の規定に基づき防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の不燃化を図るものとする。

なお、防火地域及び準防火地域の指定状況は、次のとおりである。

（平成15年 3 月31日現在）

地域別	指定地区	面積	指定年月日
防火地域	和泉府中駅地区	10.2ha	平成10年12月24日
	和泉中央駅地区	23.3ha	昭和59年10月 8 日
	光明池駅地区	6.0ha	平成元年 9 月22日
準防火地域	和泉府中駅地区	6.9ha	平成10年12月24日

2 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

(1) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ヘクタール以上の都市公園（面積10ヘクタール未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積10ヘクタール以上となるものを含む。）を整備する。

(2) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1 ヘクタール以上の都市公園を整備する。

(3) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

3 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16メートル以上の道路又は幅員10メートル以上の緑道を整備する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

市は、市内交通の円滑化と各拠点ゾーンを一体的に結びつけるため、幹線道路をはじめとする道路の整備を促進し、また新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大、緑道の整備等を行い、道路の避難路、延焼遮断空間としての機能の強化に努める。

4 市街地緑化の推進

緑地や並木は、火災の延焼遮断機能を有しており、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅地域においては、植樹等の措置を推進する。また、石塀等の生け垣化あるいは生け垣の設置など市民主体の地域緑化を促進し、市民の緑化意識の高揚に努める。

5 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

第2 都市基盤施設整備の推進

防災機能を強化するため、府と連携し、道路、公園、河川に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

1 道路網整備の推進

道路網整備は災害時を考慮し、有効な配置及び幅員等を十分検討し整備の推進に努める。整備にあたっては、当面、未整備の都市計画道路の整備を推進する。

2 公園等における防災機能の充実

都市公園の緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災の延焼を防ぐ役割を担っており、環境面だけではなく防災上の観点からも緑地の保全を図る。

なお、住宅密集地等においては、都市公園の設置が困難であるため、防災上の観点から小規模の空間地や緑地帯の確保及び耐震性貯水槽の整備等により防災機能の充実に努める。

3 河川・水路等における防災機能の強化

河川や水路等については、機能面の整備だけではなく、親水性を持った改修を行い、災害時の消防用水、生活用水としての活用を図る。

第3 木造密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」(「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等)を策定し、下記の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域等の指定
- (2) 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 耐震改修促進実施計画による耐震診断等の推進

2 各種事業の推進

- (1) 住宅市街地整備総合支援事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 住宅地区改良事業
- (4) 市街地再開発事業
- (5) 街路事業
- (6) 道路事業
- (7) 公園事業 等

第4 道路、橋梁等の耐震対策の推進

道路橋梁をはじめとする土木構造物について施設管理者は、耐震対策を推進する。

- (1) 構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また、高いレベルの地震動に対しても人命に影響を与えないことを基本的な目標とし、耐震性の強化を図る。
- (2) 防災性の向上にあたっては、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (3) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (4) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

1 道路の整備

道路交通網の軸となる都市計画道路は、平成15年3月現在29路線77キロメートルが計画され、51キロメートルが既に整備されている。今後も、都市計画道路の整備を促進するものとする。

道路の整備状況は、平成13年度末現在で舗装率は国道が100パーセント、府道は97.5パーセントとなっており、府に府道の整備の促進を引き続き要請するものとする。市道は舗装率99.1パーセントと年々整備が進んでいるが、生活道路は幅員が狭い所もあり、災害時における迅速な避難及び消防活動等に支障がでないよう、引き続き都市計画道路を始めとする道路の拡幅整備を計画的に推進する。

なお、市は、防災拠点（災害対策本部・避難所・ヘリポート等）と国道・府道とを結ぶ市道を優先的に、耐震診断に基づく補強対策を計画的に実施し、耐震性の強化を推進する。

2 橋梁の整備

震災時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう、本市で管理している橋梁の耐震診断を実施するとともに、その結果を踏まえて計画的に補強、架替等の整備を推進する。

第5 土木施設の耐震対策の推進

土木施設の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策を推進する。

1 道路施設の安全確保

(1) 道路の防災補修工事

道路の法面及び路体等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

(2) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、橋梁の耐震基準「道路橋示方書」により定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、必要に応じて補修等対策工事を行う。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、横断歩道橋

について、耐震点検調査を実施し、必要に応じて整備する。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、府と協力して耐震性の向上に努める。

3 ため池施設の安全確保

ため池の決壊等による水害の未然防止を図るため、老朽化が進行しているため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。

4 鉄軌道施設の安全確保

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄軌道施設について耐震性の向上に努める。

第6 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努めるものとする。

(1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア 浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

(3) 浄水場・配水池容量の増強、管路の多重化(連絡管等の整備)、水源の複数化等バックアップ機能を強化する。

(4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

(5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努めるものとする。

(1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

(2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。

(3) 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。

(4) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力(関西電力株式会社)

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時等の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

(1) 施設の耐震性の強化等

ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

(ア) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

(2) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に電気工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- イ 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 共同溝については、特に、市域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第7 行政資料の安全保管対策

災害時における住民情報データ等の喪失を防ぎ、安全かつ円滑なデータの維持管理を図るため、コンピューターのバックアップ体制を充実させるとともに、各種データの複数場所での保管を行う。